Asian International Mobility for Students（AIMS）プログラム

2027 年秋学期渡航分　交換留学生　募集要項

1. 趣旨

「Asian International Mobility for Students Programme（AIMS）」は、地球規模課題の解決に向けて広く社会の安全・安心に貢献する中核的な人材の育成を目的に、東南アジア（マレーシア・インドネシア・タイ・フィリピン・ベトナム・カンボジア・ブルネイ）の連携大学との交換留学を実施する。

2. 対象協定校

スチューデントサポートセンター（SSC）ウェブサイト「AIMS プログラム」ページに掲載されている協定校を対象とし、第２希望まで選ぶことが可能である。

協定校により、学年歴・出願締切等が異なる。各大学の募集要項・ウェブサイト等を確認の上、不明点は AIMS 事務局に問い合わせること。

3. 募集人数

若干名

4. 応募資格及び条件

(1) 留学期間中を通して、本学の学群の正規課程に在籍する者

※留学期間中に休学する者は申請不可

(2) 留学先の指定する要件（語学要件や GPA 等）を満たし、人物的に優れている者

※スチューデントサポートセンターHP、留学先大学 HP や FACTSHEET（募集要項）等をよく確認すること

(3) 留学の目的及び計画（授業履修による単位取得等）が明確であり、留学による学修効果が自身の進路（将来への展望）につながると期待される者

(4) 英語または現地語の学習意欲のある者

(5) 派遣先大学で科目を履修し、単位を取得すること

(6) 原則、渡航前に「トランスアセアン・グローバルアジェンダ・ディベート演習」を履修すること

（毎学期開講、水曜５・６限）

(7) AIMS 受入学生の支援（チューター等）に協力すること

(8) 渡航・滞在中の事件や事故、災害、感染症に備えて下記二点を必ず行うこと

① 海外渡航システム（TRIP）の作成

② 海外旅行保険（留学に対応しているもの）および海外安全危機管理サービス（OSSMA）への加入

※費用は自己負担

5. 応募方法

(1) 提出書類

① 申請書　※記述に際し、生成系ＡＩからもたらされた文章の直接使用を禁止する。

② 語学能力試験の証明書

※希望する協定校が指定する語学能力試験の公式スコアのみ可。公式スコアの取得が応募締切に間に合わない場合、予め事務局にご相談ください。

※語学要件の指定がない協定校を希望する場合は、TOEIC IP 又は TOEFL ITP のスコアも可

③ 本学の成績証明書　※英文で GPA 記載のもの

④ JASSO 算出式（日本奨学金機構（JASSO）奨学金を申請する場合）

(2) 提出方法

Microsoft Forms の応募フォームで必要事項を入力の上、提出書類（①～④）をアップロードする。

- 応募フォームを開くには筑波大学の Microsoft アカウントでのログインが必要。
- ①～③は 1 つの PDF ファイルにまとめ、④は Excel ファイルにて提出すること。
 他の形式（画像データ等）では受け付けない。
- アップロードできない場合は、以下メールアドレスに連絡すること。
 【AIMS 事務局】aims_tsukuba@un.tsukuba.ac.jp

(3) 提出締切

2027 年 2 月 2 日（金）日本時間正午

※締切を過ぎてからの提出はいかなる理由であっても受け付けない。

6. 選考方法

書類選考後、英語での面接選考を行う。

面接の詳細及び日程については、書類選考通過者にメールで連絡する。

派遣内定後は、派遣先の変更および辞退は原則として不可。

7. 費用

航空券代・海外旅行保険・OSSMA・各種予防接種・空港までの往復交通費・滞在費（宿泊費、食費、現地交通費等）・雑費・パスポート、査証等各申請料及び申請にかかる手数料等

※留学先大学の授業料は不徴収（筑波大学への授業料の納付は必要）

8. 奨学金

日本国籍を有する又は日本への永住が許可されている者で、本プログラムの日本奨学金機構（JASSO）奨学金を申請し承認された場合、月額 8～9 万円が給付予定。（生計維持者全員が給与所得者の場合、年間収入金額（税込）が 300 万円以下等、一定の家計基準を満たし、証明書類を提出できる場合は渡航支援金 16 万円も申請可能。本件について詳しい確認を希望する場合には申し出ること）。

- 成績評価係数の基準を満たす者（JASSO 算出方法：応募時の前年度成績評価係数 2.30 以上）のみ

JASSO の申請が可能。成績評価係数は JASSO 算出式（Excel）に必要なデータを入力することで確認できる。

‣「前年度」とは応募時の在籍年次の前年 1 年間の成績を指す。例として応募時に 3 年次なら 2 年次の 1 年間の成績が該当する。

‣前年度の成績を含めた入学時からの累計の成績評価係数が 2.30 以上ある場合も申請可能。

‣日本学生機構の給付型奨学金および「はばたけ！筑大生」、「トビタテ！留学 JAPAN」の奨学金との併給は不可。

9. 予防接種

厚生労働省検疫所 FORTH のホームページ等を参照し、自身の責任により接種すること。

※予防接種の種類によっては、数回（2～3 回）接種する必要がある。なるべく早く医療機関や検疫所で接種するワクチンの種類や接種日程の相談をすること。

9. 留意事項

1) 派遣内定者として決定後、筑波大学から協定校へ出願手続き（ノミネーション）を行うが、最終的な受入可否は各協定校の判断となるため、本選考結果によって受入れが必ず保証されるものではない。また、協定校への申請（アプリケーション）やビザ取得等、留学に関わる他のすべての手続きは学生が自身の責任で進めるものであることを理解の上で応募すること。
2) 選考結果に関する個別の問合せは受け付けられないことを理解の上で応募すること。
3) 協定校で履修した授業の単位が筑波大学の単位として認定されるかは、各教育組織の判断となる。協定校で履修予定の授業については事前に支援室及び担当教員等とよく相談すること。また、単位認定は自動的には行われない。帰国後、必ず単位認定申請手続きを行うこと。
4) 筑波大学での履修計画や卒業要件等、事前にクラス担任・指導教員及びカリキュラム委員の先生等と十分に話し合うこと。応募前に必修科目との兼ね合いなど、基本的な履修計画について必ず確認すること。
5) 協定校への交換留学は、留学先の履修科目の条件等を満たすため、2 年次以降の応募（3 年次以降での留学）を推奨する。
6) 本学学生が海外渡航を行う場合「海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航等に関する指針（学長決定）」において、外務省が発出する危険情報及び感染症危険情報が「レベル 1（十分注意してください）」以下であることが必須となる。渡航先の国・地域が「レベル 2（不要不急の渡航は止めてください）」以上の場合、特別措置等に定められた手続きでの渡航もしくは取り消し（もしくは延期やオンライン受講）となる。
7) 内定後もしくは渡航後であっても、次のような場合は留学中止の勧告を行うことがある。中止勧告による帰国要請等には必ず従うこと。中止となった場合も留学にかかった費用は自己負担となり、大学からの補償等はないことを承知すること。

‣学業不振

‣書類提出等の期限を守らない、必要な手続きを行わない、連絡が取れない等本学学生として協定校へ留学するにふさわしくないと AIMS 事務局が判断した場合

‣有事や世界的感染症の拡大等

〔 本募集についての問い合わせ〕※メールで連絡してください。

筑波大学 学生交流課 AIMS 事務局

e-mail：aims_tsukuba@un.tsukuba.ac.jp